

新しい高校入試制度について Q&A

1 出願希望調査について

Q1 出願希望調査の時期と検査回数を教えてください。

A1 出願希望調査は1月に実施し、回数は1回となります。

Q2 出願希望調査の実施回数は、どうして1回なのですか。

A2 現在の志願者予備調査については、平成22年度入試からの全県一学区制導入に際し、中学生の志願先高等学校の変化等の状況を把握するため、それまで1回だった実施回数を2回に増やしました。その後、平成25年度入試（現行入試制度）からは、前期選抜と後期選抜という2回の選抜を実施することになり、2回の志願者予備調査はそのまま継続して行ってきました。しかし、全県一学区となって10年が経過し、その間、旧学区間の大きな生徒の流出入が認められなかったこと、また、今回の制度変更により、2回の入学者選抜を一本化して実施することから、出願希望調査については1回の実施が妥当であると判断いたしました。

2 第一次募集「出願」について

Q1 各高校が示す「求める生徒像」に当てはまらなければ、出願できませんか。

A1 「求める生徒像」は、各高校が力を入れている教育や生徒に望む資質・能力等について示したもので、出願条件ではありません。従って、全ての受験生が、希望する高校に出願することができます。

Q2 第2志望を認める学科・コースについては、どのような方法で公表されますか。

A2 各高校の「求める生徒像・選抜方法等」において公表します。平成32年度入試の「求める生徒像・選抜方法等」については、宮城県教育委員会高校教育課のホームページに掲載しております。また、平成30年10月上旬に、各中学校に冊子を配布する予定ですので、ホームページ又は冊子で確認してください。

3 「調査書」について

Q1 共通選抜では、調査書の満点を195点としていますが、これはどのような算出方法によるものですか。

A1 調査書点は、学力検査を実施する5教科（国語、数学、社会、理科、英語）の3年間の評定をそのまま合計した値と、学力検査を実施しない4教科（音楽、美術、保体、技家）の3年間の評定を合計して2倍した値を合算する、という算出方法です。

Q2 調査書の評定以外の記載内容を、点数化することはありますか。

A2 調査書の評定以外の記載内容を、点数化することはありません。

4 「求める生徒像・選抜方法等」について

Q1 各高校の求める生徒の姿については、これまでも示されていましたが、現行入試制度の「出願できる条件」と新入試制度の「求める生徒像」とでは、何が異なりますか。

A1 新入試制度の「求める生徒像」は、出願の条件ではなく、高校ごとにどのような生徒を求めているかを提示し、受験生の主体的な進路選択を促すものとなっています。

Q2 現在の前期選抜における「出願できる条件」で示されている資格や評定等が、新入試制度における「求める生徒像」でも記載されますか。

A2 「求める生徒像」は出願できる条件ではありませんので、資格や評定等の具体的な数値が記載されることはありません。

Q3 複数の学科、コースを併置している高校の場合、学科・コースによって「選抜方法等」が異なるということはあるですか。

A3 同じ高校であっても、学科により教育内容が異なり、求められる適性、資質等も異なることがあります。そのため、同じ高校であっても、学科により「選抜方法等」が異なることは十分にあり得ます。

5 第一次募集の検査及び選抜について

Q1 出願した高校の学科・コースで面接、実技、作文の検査が課されている場合は、出願した生徒全員がその検査を受けなければなりませんか。

A1 出願先高校の志願学科が面接、実技、作文を実施する場合には、受験生はその検査を必ず受けることになります。

Q2 高校によっては、面接、実技、作文を、1つも実施しない場合がありますか。

A2 面接、実技、作文の実施については、各高校が必要に応じて実施するもので、1つも実施しないということはありません。実施の有無及び実施内容等については、各高校の「求める生徒像・選抜方法等」で確認してください。

Q3 面接を実施する予定であった高校で、出願者数が募集定員に満たなかった場合、予定していた面接の検査を実施しないということがありますか。

A3 出願者数に関わらず、予定された検査については全て実施することになります。

Q4 本試験の時にインフルエンザに罹患していた場合の受験はどうなりますか。

A4 平成32年度入学者選抜から、感染症拡大の防止と罹患者の健康面に配慮して、本試験と合格発表の間に、追試験の日を設けることとしました。具体的手続き等については現在検討中ですが、本試験の時にインフルエンザに罹患して本試験を受験できなかった場合には、追試験を受験することになります。

Q5 例えば、選抜順序が「共通選抜→特色選抜」の場合、出願者が共通選抜で選抜する人数に満たなかった場合は、全員を共通選抜の選抜方法で審査し、特色選抜による審査は行われなかったということになりますか。

A5 審査の結果、全員が共通選抜で合格となれば特色選抜は実施しないこともあり得ますが、審査の結果、共通選抜で全員が合格とならなかった場合には、特色選抜の選抜方法で審査することになります。

Q6 選抜順序が「特色選抜→共通選抜」の場合、特色選抜で合格が決まらなかった受験生全員が、共通選抜で審査されると考えてよろしいですか。

A6 「特色選抜→共通選抜」の場合、特色選抜で合格とならなかった受験生全員が、共通選抜の対象として審査されることになります。

6 「共通選抜」について

Q1 学力検査点と調査書点の重視の仕方については、「1：9」のような極端な設定になることはありますか。

A1 学力検査点と調査書点の重視の仕方については、各高校が、現行の後期選抜と同様に「7：3」「6：4」「5：5」「4：6」「3：7」までの5つの組合せの中から設定しますので、「1：9」のような極端な設定になることはありません。

Q2 共通選抜では、「体育と美術に関する学科にあつては、実技の検査結果を選抜資料に加えることができる。」としていますが、共通選抜と特色選抜それぞれにおいて、実技の検査を実施するのですか。

A2 第一次募集で実技の検査を実施する場合は、実技の検査結果を共通選抜と特色選抜のどちらにおいても用いる場合がありますが、それぞれの選抜のために異なった実技の検査をするわけではありません。

7 「特色選抜」について

Q1 特色選抜では、各高等学校が募集人数の120%から200%までの間で審査対象者を定めるとしてありますが、審査対象者に含まれなかった場合には、審査はされないのですか。

A1 審査対象者に含まれなかった場合は、審査されません。

Q2 部活動や校外でのボランティア活動の取組等は審査の中で考慮されますか。

A2 特色選抜では、調査書の評定以外の記載事項も用いて総合的に審査します。その際、部活動や特別活動、校外での活動に意欲的に取組んだ生徒を「求める生徒像」の1つとしている高校では、特色選抜の審査の過程で考慮していくことになると考えられます。

Q3 特色選抜において、審査対象が全員ではなく、特色選抜の募集人数の120%から最大でも200%の範囲に限定されるのはなぜですか。

A3 特色選抜は、各高校の求める生徒像に照らし、様々な観点から選抜を行う必要がありますので、対象生徒を絞って慎重に審議するために範囲を限定しています。

Q4 不登校生徒等を積極的に受け入れる学校においては、調査書の換算率を0.25倍未満に設定する場合がありますとしていますが、それはどうしてですか。

A4 不登校生徒等の、調査書の評定からは見えづらい意欲や学力等を重視して選抜することができるようにするためです。

Q5 不登校生徒等を積極的に受け入れる学校においては、調査書の換算率を0.25倍未満とすることができるとしていますが、不登校を積極的に受け入れる学校を地区ごとに設置してもらえるのでしょうか。

A5 これは、高校が学校の特色として不登校生徒を積極的に受け入れようとする場合に学校の判断で設定されるものであり、地区ごとに設定されるものではありません。

8 追試験について

Q1 追試験はいつ実施されますか。

A1 追試験は、本試験から一定の期間をおいて合格発表までの間で実施します。具体の日程については、本年12月に公表の予定です。

Q2 インフルエンザ以外の「やむを得ない事由」とは具体的にどのようなものになりますか。

A2 インフルエンザ以外については、急な発熱や忌引き、事故等が考えられますが、具体的な内容や手続きについては、現在検討中です。

Q3 やむを得ない事由かどうかの判断は、誰がどのように行いますか。また、やむを得ない事由として認められなかった場合、受験はどうなりますか。

A3 やむを得ない事由の判断基準や認定方法等については現在検討中です。追試験を申請して、やむを得ない事由として認められなかった場合には、追試験を受験することはできません。

Q4 本試験の2日目をインフルエンザ等で欠席した場合、2日目の検査内容だけを追試験で受験することは可能ですか。

A4 追試験の対象となる具体的な事由や状況については、現在検討中です。1日目の検査を受験し、2日目にインフルエンザ等の事由で受験できず、追試験の受験が認められた場合、2日目のみの検査内容を受験することは可能です。

Q5 追試験の学力検査問題は、本試験の学力検査問題と同じ問題ですか。

A5 本試験と追試験で使用する問題は異なります。

Q6 追試験の学力検査問題は、県で統一した問題ですか。それとも、志願先の高校ごとに異なる問題となりますか。

A6 追試験での学力検査問題は、県内共通の問題となります。

Q7 本試験が2日間で実施された場合、追試験も2日間で実施するのですか。

A7 5教科の学力検査の他に面接、実技、作文を実施する高校においては、追試験受験者数等の状況に応じて各高校が設定しますので、本試験では2日間で実施したところを、追試験では1日で実施するという場合もあり得ます。

Q8 追試験の時にインフルエンザに罹患していたら、どうなりますか。

A8 追試験では更なる受験機会の確保は行わないことから、追試験の時にインフルエンザにかかった場合は、別室受験の措置をとります。

Q9 インフルエンザではなく、病気や怪我等で個別の配慮が必要な生徒について、これまで配慮申請を行って別室受験の対応をお願いしてきましたが、このような場合も追試験の対象となるのでしょうか。

A9 追試験は、インフルエンザ等のやむを得ない事由により当日受験できなかった受験生の受験機会確保のためのものですので、別室で個別の配慮が必要な生徒についてはこれまで同様、配慮内容を事前協議の上、本試験を受験することになります。

9 第二次募集

Q1 第二次募集は全ての高校で実施されますか。

A1 第二次募集は、第一次募集の合格者が定員に満たなかった高校においてのみ実施します。

Q2 第二次募集を実施する高校は、いつ分かりますか。

A2 第二次募集は、第一次募集の合格者が定員に満たなかった高校で実施しますので、第一次募集の合格発表後に公表します。

10 その他

Q1 本試験の際、インフルエンザ罹患者のための別室は設けられないことになりましたが、個別の配慮が必要な生徒や急な体調不良の場合はどうなりますか。

A1 個別の配慮が必要な生徒については、現行制度同様に事前の配慮申請による協議の上で、必要に応じて別室受験が認められることとなります。また、急に体調不良となった受験生に対しては、別室を準備し、対応していく予定です。

Q2 各高校で、帰国子女のための募集枠や、部活動等の諸活動で顕著な実績がある者を対象とした推薦枠のようなものはありますか。

A2 宮城県では、帰国子女枠や部活動等の実績による推薦枠は設けていません。

Q3 面接・実技・作文等の得点の開示はありますか。

A3 学力検査点及び各高校が必要に応じて実施する面接・実技・作文については、これまでも検査結果の口頭による開示（簡易開示）を行っていますが、新入試制度における得点开示の具体的な手続き等については現在検討中です。

これ以外の御質問がある場合には、下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

宮城県教育庁高校教育課 TEL 022-211-3624

<http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyuu/kyo-h32sinnyusiseido.html>